

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第483回

令和5年5月29日（月）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第483回 議事録

1. 日時

令和5年5月29日(月) 14:00～14:19

2. 場所

原子力規制委員会 13階 A会議室

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

小野 祐二 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

小澤 隆寛 原子力規制庁 新基準適合性審査チーム チーム員

中野 光行 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

青木 一繁 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

鈴木 一寿 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

原子燃料工業株式会社

伊藤 卓也 取締役 常務執行役員

白神 孝一 執行役員 品質・安全管理室長

塩田 哲也 執行役員 熊取事業所長

藤原 徹 熊取事業所 環境安全部長

岡田 卓也 熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ 参事

柿木 俊平 熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ 参事

鹿目 瞬 熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ 技師

4. 議題

(1) 原子燃料工業株式会社熊取事業所(加工施設)の保安規定変更認可申請について

5. 配付資料

資料 1 新規制基準に係る保安規定の補正について

参考資料 1-1 加工事業変更許可申請書の内容の保安規定への反映項目確認

参考資料 1-2 設工認から保安規定への反映項目確認

参考資料 1-3 保安規定における図表の加工事業変更許可申請書及び設工認申請書との反映項目確認

6. 議事録

○田中委員 それでは定刻となりましたので、第483回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会を開始いたします。

本日の議題は、原子燃料工業株式会社熊取事業所（加工施設）の保安規定変更認可申請についてであります。

本日の審査会合での注意事項について事務局のほうから説明をお願いいたします。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

テレビ会議システムでの開催ということで、数点、注意事項をお話しさせていただきます。説明者は名前、資料番号、通しページなどを明確にして説明をお願いします。また資料などは可能な限りモニターに映すなど、お願いします。

質疑のやり取りの中で、音声聞き取れない場合などは途中でも構いませんので挙手して、その旨お伝えください。よろしくお願いします。

以上です。

○田中委員 よろしくをお願いいたします。

それでは早速ですが、議題に入りたいと思います。

本日は、2月に申請のあった保安規定変更認可申請について、前回会合における指摘事項を踏まえ、5月15日に補正申請がありましたので、その内容について確認したいと思います。

では原燃工のほうから説明をお願いいたします。

○塩田所長 原子燃料工業の塩田でございます。

説明の前に少しお話しさせていただきます。前回審査会合におきまして弊社が申請いたしました保安規定の改定内容に対しまして、厳しいコメントをいただいたということがございました。このときの問題点といたしまして、事業許可/設工認に事業者が自ら記載し

た事項について、保安規定への反映漏れ、それから記載の誤りがあったということ、保安規定の下部規定を含めて反映できているかという観点での確認が不足していたということがあったと認識してございます。

今回の補正申請では、特に下部規定まで含めた文書で、許可、設工認に記載した事項を我々事業者が自ら守ることができるようになってきているかと、こういう観点をより意識して、事業許可と保安規定、下部規定、それから設工認と保安規定、下部規定の関連を再整理して、その結果を保安規定の今回の補正申請に反映したということでございます。この過程で作成いたしましたのが、参考資料の1-1、1-2となっております。

また本文の文言でありますとか、図表についても事業許可/設工認との整合という点を再点検いたしました。特に、従前の保安規定から変更のない図表については、前回はそのまま申請する形になっておったんですけれども、今回は事業許可/設工認の記載と比較を行い、齟齬がないということを確認いたしました。このために比較表として参考資料1-3というものを作って確認をいたしております。

以上のような方法で、今回の補正申請を作成しておりますので、概要について、この後、弊社岡田のほうから説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○岡田参事 原子燃料工業の岡田です。

それでは、資料1を用いて、新規制基準に係る保安規定の補正について説明いたします。1ページを御覧ください。保安規定の補正について、大きく三つに分けて説明いたします。

最初に、保安規定の補正の概要、次に保安規定へ反映すべき事項の抽出の再点検、最後に保安規定の補正の主な内容について説明いたします。

2ページを御覧ください。最初に保安規定の補正の概要について説明いたします。

本補正は、令和3年3月16日付け、原規規発第2103163号にて認可を受けた保安規定について、令和5年2月15日付け熊原第23-008号で変更認可申請した申請書の一部を補正するものです。

補正する理由として、事業許可及び設工認に記載した要求事項について、事業許可と保安規定、下部規定の関連、設工認と保安規定、下部規定の関連を再整理し、その結果を保安規定に反映させるために記載を変更することになります。

3ページを御覧ください。今回の補正申請に当たっては、前回の審査会合において受けました2点の指摘、①事業許可/設工認の記載において保安規定で管理するとした事項の記

載について、保安規定での反映漏れや記載の誤り等がある。②事業許可/設工認から抽出した要求事項と保安規定及び下部規定への反映について整理した表（参考資料1-1及び参考資料1-2）において、抽出した要求事項と反映する保安規定及び下部規定の記載の対応が具体的に確認できないということを踏まえまして、事業許可/設工認から抽出した要求事項を保安規定及び下部規定に盛り込んでいるか再点検を行い、その結果を保安規定に反映いたしました。

4ページを御覧ください。これは前回の保安規定変更申請において実施した保安規定への反映手順のフローです。確認の観点を四つ設け、事業許可/設工認に事業者が自ら記載した事項について、保安規定に反映されていることを確認し、最後にその反映事項の実行性を確認して申請しておりました。

5ページを御覧ください。先ほどのフローに従い、保安規定申請書を作成しましたが、審査会合での二つの指摘に結びつく結果となりました。その原因を究明し、対策を立てて対応いたしました。

①の指摘については、原因が作成した保安規定の記載（条文、添付、別表、別図）に対して、事業許可/設工認に事業者が自ら記載した事項を保安規定に反映できているかという観点での確認が不十分であったことにあります。

このため、対策として、もう一度、一から事業許可、設工認に記載した事項の内容が明確となるように再点検をし、参考資料1-1及び参考資料1-2を再整理して、その結果を保安規定に反映させました。また、さらに保安規定に記載した図表についても、既認可から変更がない事項に関するものを含めて、事業許可、あるいは事業許可を踏まえて詳細設計した結果である設工認に示した図表との整合を示す対比表（参考資料1-3）を作成して、再点検を行うことで、最新の情報を保安規定に反映させるようにしました。

6ページを御覧ください。次に②の指摘については、原因が事業許可/設工認に事業者が自ら記載した事項が保安規定の下部規定を含めて反映できているかという観点での確認が不十分であったことにあります。

このため、対策として、特に下部規定まで含めた文書において、事業許可/設工認に記載した要求事項を我々事業者自らが守ることができるようになっていくかという観点をより意識して、事業許可と保安規定、下部規定の関連、設工認と保安規定、下部規定の関連を再点検することで、参考資料1-1及び参考資料1-2の内容を再整理して、その結果を保安規定に反映させました。

7ページを御覧ください。こちらに、今回の補正申請に当たって実施した保安規定へ反映すべき事項の抽出と反映の再点検のフローを示します。

先ほどまでに述べたとおり、指摘事項に対して原因を究明し、対策を立てまして、従前の確認の視点では甘かったところ、つまり保安規定の記載（条文、添付、別表、別図）が、事業許可/設工認ときちんと整合がとれたものであるかどうか。事業許可/設工認に記載した要求事項が守れるような保安規定と下部規定となっているかということを示した上で、もう一度、一から再点検を行い、その過程で参考資料1-1及び参考資料1-2の内容を再整理して、新たに参考資料1-3を作成し、保安規定に反映いたしました。

再点検を実施するに当たっては、審査会合での指摘につきまして、確認の体制が不十分であったということよりも、むしろチェックするときの視点が不十分であったところがありますので、フローの各段階においては、その確認の責任者が実際に確認する人間に対して、従前の確認の視点では不十分であったところを明確に説明した上で行ってまいります。

8ページ～12ページを御覧ください。最後にこれまで述べてきた再点検の結果、保安規定に反映する内容を説明いたします。一例として挙げていきます。

まず、9ページにありますとおり、管理区域及び保全区域図について、設工認に詳細した内容と整合したものといたしました。また、非常時用資機材について、事業許可に示した資機材を基礎としておりますが、その一部は設工認を受けているものがありますので、設工認の内容を踏まえた保管場所、数量といたしました。

続いて、10ページにありますとおり、内部火災対策のうち、消火活動のアクセスルートについて、まず屋内消火栓へのアクセスが必要であるということが不明確であったため、明確にいたしました。また、外部火災対策のうち、危険物及び高圧ガスの運搬経路及び貯蔵施設の配置について、設工認に示した内容と整合したものと、運搬量や貯蔵量には制限をかけることを明確にいたしました。

続いて、11ページにありますとおり、非常用電源設備からの給電維持について、非常用電源設備の稼働に必要な燃料をあらかじめ確保することを管理項目として明確にいたしました。

最後に、12ページにありますとおり、消火活動の手順について、粉末消火器による消火活動の段階での責任者と、火災が進展し、水による消火活動の段階での責任者の両者の区別が不明確であったため、両者が混同することがないように表現を改めました。

資料の説明は以上となります。

○田中委員 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして規制庁のほうから質問、確認等お願いいたします。いかがでしょうか。

○小澤チーム員 規制庁の小澤です。

1点、私のほうから確認させていただきます。前回の審査会合でのコメント、それを踏まえた補正という内容のところではないんですけれども、本申請の中で、本件は保安規定の第74条の第2項に係る記載について確認をいたします。お手元に準備していただけると説明が分かりやすいと思うんですけれども、大丈夫でしょうか。

○塩田所長 はい、大丈夫でございます。

○小澤チーム員 はい。74条の2項を見ますと追記された部分がありまして、第一種管理区域内の流し、手洗いシャワー及び空調ドレン水タンクには通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させるということが追記されてございます。まずこのところを追記された意図というのを御説明いただけますでしょうか。

○鹿目技師 原子燃料工業の鹿目でございます。

ただいま御指摘いただいた74条第2項の後段部分の追記部分ですが、こちらにつきましては、第5次設工認において、流し、それからドレン水タンク、こういったものが液体状の放射性廃棄物の廃棄施設には該当しない設備であります。一方で流しやドレン水タンクから発生した水が放射性廃棄物の廃棄施設に移送されるものであるため、弊社といたしましては流し及びドレン水タンクに対する管理として、通常時において有意な核燃料物質が混入しない措置を講じるということは、保安規定に定めて管理すべき事項と整理してまいりました経緯がありまして、今回の申請で追記を考えていた記載になります。

以上です。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

認識は、我々のほうも同様の認識でございまして、設工認における議論の中で、第一種管理区域から排水される系統について、技術上の基準の液体状の放射性廃棄物に廃棄する設備で、どこまでがそれに該当するんだということを議論したときに、原燃工からの説明で、この部分ですね、流し等については核燃料物質が混入しないように保安規定に定め管理するということで、液体廃棄物を取り扱う設備には該当しませんというような説明があったことを踏まえての記載と認識してございます。

ただですね、本件についてなんですけれども、既認可の保安規定において、既に排水の

管理については、ALARAの精神にのっとり排水管理するという事は既に規定されています。

また昨年度、令和4年7月13日に、ウラン加工事業者との意見交換の結果、御社も参加していただいたものですが、その結果を踏まえて、原子力委員会に報告した審査の考え方を踏まえれば、ここまで保安規定に詳細な記載を求めるものではないということ、こちらの認識として御説明しておきます。

それを踏まえて、どこまで保安規定に書くべきであったのかということについて一度考えていただいて、必要な対応をとっていただければと思いますが、どうでしょうか。

○藤原部長 原子燃料工業、藤原でございます。

先ほど小澤さんのほうから御説明いただいたように、我々設工認の中で、ちょっといろいろ議論させていただいたときのものを設工認に盛り込んでしまっていると、全てですね。さらにそれを受けて保安規定に記載したというところが事実でございますが、御指摘いただいたように、この辺につきましては再度この記載の取扱いについてどうするか。削除する場合は再度補正ということになります、その辺も含めて、もう一度検討した上で対処させていただきたいと思っております。

以上となります。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

昨年のウラン加工事業者、御社も参加している意見交換会の状況ですね、踏まえて、いま一度御検討いただければと思います。

私からは以上です。

○藤原部長 原子燃料工業、藤原です。

承知いたしました。

○田中委員 あとありますか。

○中野チーム員 規制庁、中野です。

今、小澤から指摘した点もございますが、まず前回会合で我々が指摘した許可及び設工認との不整合であるとか、説明資料において読み取りにくい文章があるといった点については、今回修正いただいた資料1-1と1-2について拡充をいただいたということで、大分我々の理解も進み、また幾つかの点が間違っていたということで修正いただいたということは理解しました。

また新たに資料1-3として図表であるとか、今まで説明、整理されてなかった部分につ

いても再度確認して資料を作っていたということ、これも適切に反映されているということが確認でき、またそれも補正されているということは、現時点では確認されたということでございます。

以上をもって、今後もまた引き続き確認を進めていきますが、前回の指摘に対しては、反映されたという認識でございます。

以上です。

○田中委員 あとございますか。いいですか。

それでは、ちょっと最後に私のほうから一言ですが、本日の説明では、保安規定に反映すべき事項について整理されたことの説明を受けました。その中で、小澤さんからありました指摘されたことについては、また検討をお願いいたします。

また規制庁において、引き続き必要な確認を進めていただきまして、何か論点があれば改めて審査会合において議論したいと思います。

全体を通して規制庁のほうからございますか。いいですか。

それでは、これもちまして第483回審査会合を終了いたします。ありがとうございました。